

## 「買替え応援割」提供条件書

「買替え応援割」（以下「本買替プログラム」といいます。）は、当社指定の条件を満たした場合、お客さまが新トクするサポート+の特典 A、特典 B 又は 1 年くりあげオプション（以下「特典等」といいます。）を利用するときに発生する特典利用料を免除するプログラムです。

### 第 1 条（定義）

「新トクするサポート+」提供条件書において定義された用語は、別段の定めがない限り、「買替え応援割」提供条件書においても同様の意味に用いるものとします。

### 第 2 条（プログラム期間）

本買替プログラムの実施期間は、下表に掲げるとおりです。

プログラム期間	2025 年 8 月 20 日 ~ 終了時期未定
---------	--------------------------

※ 終了時期は、確定次第、当社ホームページ等でご案内します。

### 第 3 条（適用条件）

本買替プログラムは、前条に定めるプログラム期間中に、「新トクするサポート+」提供条件書第 3 条（対象）第 1 項の条件を満たしたお客さまを対象とします。

### 第 4 条（特典内容）

前条に定める適用条件を全て満たしたお客さまが、次条に定める条件を全て満たす場合、新トクするサポート+の特典等を利用するときに発生する特典利用料を免除します。

### 第 5 条（免除条件）

お客さまが次の各号に定める条件を全て満たすことが必要です。

- (1) 当社又はソフトバンク取扱店から、一括払い又は 48 回払い（割賦購入契約又は個別信用購入あっせん契約）の方法により、次条に規定する機種（以下「買替機種」といいます。次条に規定します。）を購入<sup>※1</sup>（以下「本件買替」といいます。）すると同時に<sup>※2</sup>、新トクするサポート+の特典等の利用を申込みすること

※1 機種変更により買替機種を購入する場合又は回線を契約せずに買替機種を購入する場合は対象ですが、新規契約又はのりかえ（MNP・番号移行）により次条の機種を購入したとしても、特典利用料は免除されません。

※2 本件買替の手続きの中で新トクするサポート+の特典等の利用を申込みすることが必要です。

- (2) 新トクするサポート+の加入時に購入した本端末の製品カテゴリーと買替機種の製品カテゴリーが、それぞれ下表の同じ欄に記載の内容に属することが必要です。

欄	本端末の製品カテゴリー <sup>※</sup>	買替機種の製品カテゴリー
1	SoftBank 携帯電話	SoftBank 携帯電話 / iPhone / スマートフォン
2	iPhone / スマートフォン	iPhone / スマートフォン

「買替え応援割」提供条件書  
更新日：2025 年 11 月 21 日  
ソフトバンク株式会社

3	Apple Watch / ウエアラブルデバイス	Apple Watch / ウエアラブルデバイス
4	iPad / タブレット / ACPC	iPad / タブレット / ACPC

※ あんしん保証パックサービスの特典その他当社が個別に認めた一部のサービスを利用して、本端末を交換し、本プログラムに基づき当社が交換後の端末を回収する場合であっても、本項の該当性は、交換後の端末が属する製品カテゴリーではなく、交換前の本端末が属する製品カテゴリーで判断します。

- (3) 「新トクするサポート+」提供条件書に定める特典 A 若しくは特典 B の全ての利用条件又は 1 年くりあげオプションの全ての行使条件を満たすこと
- (4) お客さまに新トクするサポート+ の特典利用料が発生すること

## 第 6 条（買替え対象機種）

買替機種の対象は、下表のとおりです。

買替機種	お客さまが特典等を利用する時点における新トクするサポート+ の対象機種と同じ。但し、お客さまが特典等を利用する時点で特典利用料が発生しないと定められている機種（廉価又は在庫僅少である機種等）その他当社が指定する一部の機種については、買替機種の対象外です。
------	---

## 第 7 条（併用不可サービス）

1. 本買替プログラムと併用して適用することができないサービスは、新トクするサポート+ の併用不可サービスと同じです。なお、詳細は、「新トクするサポート+」提供条件書をご確認ください。
2. 上記に掲げる以外にも、他のサービス、キャンペーン、プログラム又は割引等と併用することができない場合があります。

## 第 8 条（終了条件）

1. 本件買替がキャンセルされた場合、特典利用料は免除されません。
2. お客さまから本買替プログラムの解約を申し入れることはできません。

## 第 9 条（譲渡・承継）

本端末の割賦債務が完済されるまでの間に、当社の承認を得た上で、本端末が譲渡又は承継された場合、本買替プログラムに関するお客さまの契約上の地位及び権利義務は譲受人及び承継者に引き継がれます。但し、特典等の利用を申し込みした後に譲渡又は承継の手続きを行った場合、別途当社が指定する条件・手続きを満たしたときに限って引き継がれます。

## 第 10 条（その他注意事項）

本プログラムに基づき特典利用料が免除される場合、「新トクするサポート+」提供条件書第 8 条（適用除外事由）第 1 項第 1 号に定める特典利用料、早期利用料及び本負担金を合計した金額には、特典利用料は含めずに計算するものとし、同条第 2 項に定める特典利用料及び本負担金を合計した金額には、特典利用料を含めずに計算するものとします。

## 第 11 条（規定外条項）

1. 「新トクするサポート+」提供条件書第 17 条（禁止行為）から第 19 条（停止・中止）、第 20 条（責任の制限）第 1 項から第 3 項までの規定、第 21 条（変更・廃止）第 1 項、第 24 条（解除）及び第 26 条（反社会的勢力の排除）から第

「買替え応援割」提供条件書  
更新日：2025 年 11 月 21 日  
ソフトバンク株式会社

- 28 条（提供条件書の変更）までの規定は、本買替プログラムに準用するものとします。この場合、「新トクするサポート+」提供条件書に定める「本プログラム」を「本買替プログラム」と読み替え、「本提供条件書」を「買替え応援割」提供条件書と読み替え、「特典等」を「本買替プログラム」と読み替えて適用します。
2. 「新トクするサポート+」提供条件書と「買替え応援割」提供条件書の内容が矛盾又は抵触する場合は、「買替え応援割」提供条件書の内容が優先的に適用されるものとします。

【更新履歴】

2025 年 8 月 6 日 初版作成

2025 年 11 月 21 日 更新

「買替え応援割」提供条件書  
更新日：2025 年 11 月 21 日  
ソフトバンク株式会社